

# 宜野湾市立保育所調理等業務委託

## — 募 集 要 項 —

令和8年6月12日

宜野湾市 保育こども園課

## 目 次

1	目的	P 1
2	件名	P 1
3	対象施設	P 1
4	施設及び備品等の使用	P 1
5	委託業務内容	P 1
6	委託期間	P 1
7	提案上限額	P 2
8	応募資格	P 2
9	応募に関する留意事項	P 3
10	応募手続	P 3
11	質問及び回答	P 4
12	応募提案書類について	P 5
13	選定方法	P 6
14	契約までの流れ	P 8
15	委託料の支払い等について	P 8
16	履行保証人について	P 9
17	遵守法令	P 9

## 1. 目的

この募集要項は、宜野湾市立保育所調理等業務委託に係る民間業者の募集に関して、必要な事項を定める。

なお、本募集要項で使用する「読み替え（以下〇〇という。）」については、本募集要項と併せて配布・公表する次の「※」で示す別添資料等にも適用するものとし、これらを本募集要項と一体の資料とする。また、これら全ての資料を含めて「募集要項等」と称する。

- ※ 応募提案書類様式集（別添1）
- ※ 仕様書（別添2）
- ※ 調理等業務委託に関する様式集（別添3）
- ※ 資料集（別添4）

## 2. 件名

「宜野湾市立保育所調理等業務委託」

## 3. 対象施設

本業務は 宜野湾市立 宜野湾保育所における調理等業務を委託発注することとする。

名 称	定 員	所 在 地
宜野湾保育所	140人	宜野湾市宜野湾3丁目13番10号

## 4. 施設及び備品等の使用

本業務を実施するにあたり、施設及び備品等の使用については、宜野湾市（以下「市」という。）の所有するものを無償貸与とし、それらの改造等を行わないこと。

## 5. 委託業務内容

本業務の主な内容は、次に掲げるとおりとし、原則として本業務に係る内容の一部又は全部を第三者に委託し、請け負わせ、又は委任することはできない。

ア 食材の検収・保管

イ 調理業務（食物アレルギー対応食等を含む。）

ウ 衛生管理業務

エ 運営協力等

オ アからエまでに附帯するその他必要な業務

※（参考）本業務に含まない業務

献立作成業務、食材調達業務、施設設備の保守点検業務等

## 6. 委託期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（5年）

## 7. 提案上限額

- (1) 本業務に係る委託料については次に掲げる表のその年度ごとに記載された額を提案上限額（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という）10%を含む。）とする。ただし、この金額は契約金額の上限額を示すものであり、市がこの金額で契約することを約束するものではない。

（単位：千円）

R8年度 (10～3月)	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度 (4～9月)	総額
15,669	31,339	31,339	31,339	31,339	15,669	156,694

- (2) 見積書（様式第14号）において、内訳を含めた見積金額（以下「提案額」という）の記載にあたっては、消費税（10%）の金額を記載するものとし、審査を行う際には、その内訳において各区分における各年度の提案額が提案上限額を超える場合は失格とする。なお、受託期間中に消費税率等の変更があった場合は、市と協議の上調整するものとする。

## 8. 応募資格

本業務に応募できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 保育所給食に深い理解があり、保育所と協力して調理等業務を実施できること。
- (2) 沖縄県内において1回100食以上の保育所、病院、社会福祉施設のいずれかの特定給食施設調理業務の受託実績を3年以上有していること。
- (3) 調理等業務に必要な資格者及び経験者等を必要人数配置できること。
- (4) 法人格を有し、調理等業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (5) 沖縄県内に本社、支社又は営業所があること。
- (6) 過去5年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の規定による営業停止処分を起こした者でないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続きの開始申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 委託業者募集に関する説明会に参加した者であること。
- (10) 委託業者募集に関する説明会の申込を提出してから優先交渉権者決定までに、不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。
- (11) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (12) 宜野湾市暴力団排除条例（平成23年宜野湾市条例第14号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。
- (13) 製造物責任（PL）法（平成6年法律第85号）第3条の規定による損害賠償責任を履行するための生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食

品営業賠償共済に加入していること。

## 9. 応募に関する留意事項

- (1) 応募者は、提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものと  
する。
- (2) 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。
- (3) 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51  
号）第3条関係別表第1に定めるものとし、通貨単位は円とする。
- (4) 提出書類は、提出期限までは内容の変更を行うことができるものとするが、  
内容の変更を行う場合は、提出期限までに変更後の書類を改めて提出すること。
- (5) 市が受理した書類については、一切返却しないものとする。
- (6) 応募者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類  
の作成者に帰属する。ただし、市は選定結果の公表等に必要な場合は、提案者  
の承諾をもって提案内容を使用できるものとする。
- (7) 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。  
また、この検討の範囲内であっても市の了承を得ることなく第三者に対して  
これを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、応募資格を取消し、契  
約締結の保留又は契約の解除等の措置を取るものとする。
- (9) 募集要項等の公表日から優先交渉権者の決定までの期間中に応募者が選定委  
員等に対し、選定審査に関する照会を行ったり、個別に接触をもった場合は失  
格とする。
- (10) 応募資格確認後から選定結果の決定までに応募者の備えるべき要件を欠くよ  
うな事態が生じた場合は失格とする。
- (11) 市が追加で資料の提出を求めた場合には、速やかに対応すること。
- (12) 応募書類を提出した後に辞退するときは、応募辞退届（様式第16号）を提  
出すること。
- (13) 選定結果は市ホームページで公表する。
- (14) 選定結果等についての不服、異議等は認めない。

## 10. 応募手続

事業実施のスケジュールは、次の表1のとおりとする。なお、本業務に係る募  
集要項等の配布、公表、及び提出書類等の受付に関しては、土曜日、日曜日、祝  
祭日を除く8時30分から17時15分までとする。

表1

募集要項等の公表・配布	令和8年6月12日(金)から 7月3日(金)まで
委託業者募集に関する説明会・ 現地見学会参加申込受付	令和8年7月7日(火)まで
委託業者募集に関する説明会	令和8年7月8日(水) 15時から16時まで
現地見学会（希望者のみ）	令和8年7月10日(金) 8:15から11:30まで
質問書の受付締切	令和8年7月13日(月) 17:15まで

質問書の回答	令和8年7月15日(水)まで
応募書類の受付期間	令和8年7月17日(金)まで
プレゼンテーション及び ヒアリング	令和8年8月13日(木)
優先交渉権者の通知	令和8年8月17日(月)

(1) 募集要項等の公表、配布

ア 配布期間：令和8年6月12日(金)から令和8年7月3日(金)まで

イ 配布場所：宜野湾市 こども部 保育こども園課

※募集要項等については市ホームページにおいても公表する。

(2) 委託業者募集に関する説明会・現地見学会参加申込み受付

委託業者募集に関する説明会・現地見学会参加申請書(様式第1号)により提出すること。

ア 申込期間：令和8年7月7日(火)まで

イ 提出場所：宜野湾市 こども部 保育こども園課

ウ 提出方法：提出場所へ持参または、以下のメールアドレスへ送信すること。

Mail：[Fukusi17@city.ginowan.okinawa.jp](mailto:Fukusi17@city.ginowan.okinawa.jp) (宜野湾市 保育こども園課)

(3) 委託業者募集に関する説明会(応募予定者は参加必須)

ア 日時：令和8年7月8日(水)15時から16時まで

イ 場所：宜野湾市役所 本庁別館1階 職員厚生室

ウ 持参するもの：本募集要項等及び筆記用具等

(4) 現地見学会(希望者のみ)

ア 日時：令和8年7月10日(金) 8:15~11:30 (集合は8:15とする)

イ 場所：宜野湾保育所(宜野湾市宜野湾3-13-10)

○現地見学会留意事項

\*午前中、宜野湾保育所にて昼食調理の見学を行う

\*調理室への入場者は1業者1名とする

\*入場当日前2週間以内の検便検査結果を提出すること

\*白衣・帽子・調理用靴を持参すること

\*見学時は市の指示に従うこと

\*駐車場の確保が難しいため、当日は公共交通機関の利用又は送迎等にて対応すること

11. 質問及び回答

(1) 提出方法：

質問書(様式第2号)によりメールでの提出とする。

Mail：[Fukusi17@city.ginowan.okinawa.jp](mailto:Fukusi17@city.ginowan.okinawa.jp) (宜野湾市 保育こども園課)

(2) 提出期限：令和8年7月13日(月)17時15分まで

(3) 回答日：令和8年7月15日(水) ※質問に対する回答は、説明会に参加した全ての事業者にもメールにて回答する。

## 12. 応募提案書類について

### (1) 基本的事項

#### ア 作成様式

提出書類の記載にあたっては日本工業規格A4横書きとし、長辺2箇所をとじること。ただし、図表等については必要に応じA3折込み可とする。

なお、提出する全ての資料を、とじ厚2cm以内のファイル1冊にまとめて提出することとし、これ以外のいかなる資料の提出を認めない。

#### イ 字体等

字体については12ポイント、明朝体を基本とする。

#### ウ 構成

提案書類の作成にあたっては次の表2の項目順に沿って作成し、目次、ページ番号及びインデックスを付すこと。

表2

項目	様式	提案書類
1	第 3 号	審査に係る説明書類等提出書
2	第 4 号	保育所調理等業務に対する基本的な考え方に関する提案書
3	第 5 号	衛生管理業務に関する提案書
4	第 6 号	食物アレルギー対応食等の提供に関する提案書
5	第 7 号	業務実施体制に関する提案書
6	第 8 号	スタッフ配置提案書
7	第 9 号	危機管理体制に関する提案書
8	第 10 号	業務従事者等の教育及び研修に関する提案書
9	第 11 号	職員数（沖縄県内の事業所）
10	第 12 号	業務従事者の雇用に関する提案書
11	第 13 号	業務実績等提案書
12	第 14 号 第 14 号-①	見積書 *本募集要項2ページ7.「提案上限額」の範囲内であること
13	第 15 号	独自提案等（8ページ「表3」参照）
14	そ の 他	会社概要（事業者の概要・組織の分かるもの）
15		定款（写し）
16		財務諸表（直近3期分の損益計算書及び貸借対照表）
17		納税証明書（R7年度分）
18		登記事項証明書
19		損害賠償を担保できる保険に加入していることを証する書類（写し）
20		営業許可証（食品衛生法第52条の規定による）

(2) 提出方法等

- ア 受付期間 : 令和8年7月17日(金)まで  
\*期間中の土曜日、日曜日、祝祭日を除く8時30分から17時15分までとする。
- イ 提出方法 : 持参又は郵送(郵送の場合、上記受付期間内必着とする。)
- ウ 提出部数 : 正本1部 副本13部 計14部
- エ 提出先 : 宜野湾市 こども部 保育こども園課  
〒901-2710 宜野湾市野嵩一丁目1番1号

13. 選定方法

- (1) 宜野湾市公立保育所調理等業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、公募型プロポーザル方式により、提案書類、プレゼンテーション等の内容を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。
- (2) (1) の評価にあたっては選定委員会の各委員が次の表3の評価項目ごとに評価する。

表3

評価項目	評価事項概要
1 保育所調理等業務に対する基本的な考え方(様式第4号)	① 保育所調理等業務の意義やその重要性の認識 ② 保育所調理等業務が果たす食育の重要性の認識 ③ 保育所調理等業務に対する意欲や取り組み姿勢等
2 衛生管理業務(様式第5号)	① 衛生管理の取り組み状況 ② 衛生管理体制 ③ 大量調理施設衛生管理マニュアル、宜野湾市立保育所調理施設衛生管理マニュアルの理解度 ④ 各種衛生点検票の管理 ⑤ 衛生検査等
3 食物アレルギー対応食等の提供(様式第6号)	① 食物アレルギー対応食に対する考え方 ② 宜野湾市食物アレルギー対応マニュアル等の理解度 ③ 食物アレルギー対応食の取り組み状況 ④ 医療的ケア児対応食に対する考え方
4 業務実施体制(様式第7号)	① 業務責任者等の配置状況 ② 業務実施体制(安全性・効率性等) ③ 業務従事者の休暇等による代替員の体制等
5 スタッフ配置(様式第8号)	① 正規社員の配置人数について ② 有資格者の配置人数について ③ 役職従事者の経験及び指導体制について ④ 業務従事者の経験及び保育所調理等業務遂行能力等

6 危機管理体制 (様式第 9 号)	① 食中毒の防止対策 ② 異物混入の防止対策 ③ アレルギー対応事故等の防止対策 ④ 緊急連絡体制の整備及び対応策
7 業務従事者に対する研修計画 (様式第 10 号)	① 委託開始までの研修計画等 ② 委託実施後の研修計画等 ③ 人材育成の取り組み等
8 職員数(沖縄県内の事業所) (様式第 11 号)	① 業務従事者の業務経験年数 ② 栄養士の業務経験年数 ③ 正規社員及び非正規社員の別並びに有資格者数 ④ 正規社員及び非正規社員の合計人数
9 業務従事者の雇用 (様式第 12 号)	① 業務従事者のモチベーション維持に係る施策等 ② 現保育所調理員の優先雇用について
10 業務実績等 (様式第 13 号)	特定給食施設(保育所、病院、社会福祉施設)調理等業務受託実績(現在継続中のものから順に記載)
11 見積書(様式第 14 号、第 14 号-①)	適正な価格のもと、見積額が算定されているかを評価する。
12 プレゼンテーション	① 経営理念等 ② 保育所調理等業務に対するアピールや意欲等
13 経営状況審査	財務諸表等に基づく各種経営分析を行い経営状況、財政基盤の安定性等を評価する。
14 独自提案等 (様式第 15 号)	本事業における応募者自身の独自提案や優位性、その他、市に対するアピールポイント等を評価する。

### (3) 審査概要

#### ア 応募者の資格の確認審査

市は、応募資格の確認審査を行い、本募集要項 2 ページ 8. 「応募資格」に基づき、応募者が備えるべき要件を満たしていることを確認する。

なお、応募資格書類に不備がある場合には、失格とする。

#### イ 書類審査

提案書類について、表 3 の評価項目等に基づき評価する。

#### ウ プレゼンテーション及びヒアリング審査

・プレゼンテーションについては応募者の経営理念及び保育所調理等業務に対する意欲についてなど、応募者の自由に行えるものとする。

・ヒアリングについては選定委員の質疑等により、提案書に記載のない事項などの補足回答等を求める。

①日時：令和 8 年 8 月 13 日(木) ※13:30～を予定

②場所：宜野湾市役所 庁議室

※応募希望者が多数の場合、第 1 次審査(書類審査)を行うこともある。

③実施時間：30 分以内

※目安(プレゼンテーション：20 分 ヒアリング質疑応答：10 分)

- ④出席者：3名までとする。
- ⑤機材等：プレゼンテーションに使用するスクリーン及びプロジェクターは、本市が用意する。パソコン等その他の機器については応募者が準備すること。
- ⑥プレゼンテーションの順番  
参加申込み終了後、事務局の抽選により決定する。

エ 経営状況審査

財務諸表等に基づく各種経営分析を行い経営状況、財政基盤の安定性について総合的に評価する。

14. 契約までの流れ

(1) 優先交渉権者の選定

選定委員会は、提案書類、プレゼンテーション等の内容を総合的に評価し、加点方式により評価を行う。その際、1位を付けた選定委員の数が最も多い業者を優先交渉権者として選定する。ただし、1位を付けた選定委員の数が同数の場合、そのうち最も総合得点の高い業者を優先交渉権者として選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、市ホームページ等にて掲載するとともに、別途、応募者全員に通知する。

(3) 受託者の決定

市は選定委員会の結果を踏まえ優先交渉権者を決定し、優先交渉権者との契約締結をもって受託者を決定する。ただし、優先交渉権者との契約を締結できない場合は、次点の者から順に契約交渉を行うこととする。

15. 委託料の支払い等について

(1) 受託者は、履行月分の業務を完了したときは、遅滞なく市に対して委託業務完了報告書及び仕様書に定める書類等を提出し、その検査結果の合格をもって当該履行月分の委託料を請求することができる。

(2) 受託者は、委託期間中における各年度の委託料の12分の1（R8年度におよびR13年度については6分の1）に相当する額を当該履行月分の委託料として市に請求するものとする。

(3) 市は受託者より請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に受託者に当該履行月分の委託料を支払うものとする。

(4) 委託料については、委託期間の開始日をもって発生するものとし、その前日までの準備期間に係る委託料は発生しないものとする。

(5) 市は、受託者の責めに帰すべき事由により本業務が実施できないときは、契約金額のうち、履行されなかった日数等に応じた額（年間給食実施予定日数を分母として日割計算した額）を減額して支払うものとする。この場合、受託者は減額した額に100分の10の割合を乗じて計算した額を違約金として市に支払わなければならない。

(6) 市の施策等により対象施設の変更があった場合には、市と受託者が協議の上、委託料の額を変更することができるものとする。

#### 16. 履行保証人について

- (1) 受託者は本業務を履行しない場合に受託者に代わって自ら本業務を履行する事を保証するため、履行保証人を立てなければならない。
- (2) 履行保証人は本募集要項 2 ページ 8. 「応募資格」に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。
- (3) 市は受託者が本業務を履行する見込みがないと認めるときは履行保証人に対し本業務の実施を請求することができる。
- (4) 履行保証人は前項の規定による本業務の実施請求があったときは、受託者に代わって本業務を実施しなければならない。
- (5) 市が履行保証人に本業務の実施を請求したときは、受託者がその請求のときまでに実施した部分で、市の検査に合格したものに対する委託料については受託者に支払い、履行保証人が自ら実施した部分については、受託者は何らの請求権を有せず、市は、当該部分に対する委託料を履行保証人に直接支払うものとする。

#### 17. 遵守法令

- (1) 法令 — 食品衛生法・労働基準法等の労働関係法令及びその他関連法規等
- (2) 要綱等 — 大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)・宜野湾市立保育所調理施設衛生管理マニュアル及びその他関連要綱 等

本募集要項等に関するお問い合わせ先は次のとおり。

●宜野湾市 こども部 保育こども園課 担当：棚原、比嘉  
〒901-2710 宜野湾市野嵩一丁目1番1号  
T E L 098-893-4411 (内線 3311)  
F A X 098-893-4108  
Eメール [Fukusi17@city.ginowan.okinawa.jp](mailto:Fukusi17@city.ginowan.okinawa.jp)